

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和7年10月 6日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

(1) 業務名

建設発生土ストックヤード運用検討業務委託

(2) 業務内容

本業務は、公共工事で発生した建設発生土の更なる有効活用に向けて、福島県土木部が整備を進めている公設ストックヤードの本格運用に向け、ストックヤードの運用における課題の抽出、分析等を実施するとともに、建設発生土の搬出入単価の算出方法の検討等を実施することを目的とする。

(3) 履行期限

契約の日（令和7年11月予定）から令和8年3月19日まで

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、建設発生土ストックヤード運用検討業務委託公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価基準日(令和 7 年 1 0 月 2 8 日)に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 共同体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に 2 以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。)である場合、次のア～オに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - (ア) 構成員が参加資格を満たしている者であること。
 - (イ) 共同体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
 - (ウ) 構成員の分担業務が、業務の内容により(イ)の協定書において明らかな者であること。
 - (エ) 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、(イ)の協定書において明らかな者であること。
 - (オ) 構成員において決定された代表者が、(イ)の協定書において明らかな者であること。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 1 6 号(本庁舎 4 階)

土木部 技術管理課

電 話 : 024-521-7460 FAX : 024-521-7949

E-mail : gijutsukanri@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を福島県土木部技術管理課ウェブページ

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>) より配布する。配布期間は令和7年10月6日から令和7年10月17日まで。

ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）ができない場合は、下記のとおりとし、4（1）に電話にて申込みをすること。

ア 配布期間

令和7年10月6日から令和7年10月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。（郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内の消印のあるものについて配布する。）

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

（ア）手交を希望する場合は、電子データ保存用の未使用のCD-Rを4（1）の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。

（イ）郵送による配布を希望する場合は、表に「建設発生土ストックヤード整備運用検討業務募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒に140円の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4（1）へ郵送すること。CD-Rに複製し返送する。

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年10月28日17時までに、4（1）の場所に1部を持参又は郵送すること。

郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 詳細は募集要領による。